

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第五（第十七条の十関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 瀬戸内海に係る緊急確保航路</p> <p>(1) から (84) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(85)から(89)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(85)に掲げる地点と(89)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(90)から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(90)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(109)から(114)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる地点と(114)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(115)から(124)までに掲げる地点を順次に結んだ線及</p>	<p>別表第五（第十七条の十関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 瀬戸内海に係る緊急確保航路</p> <p>(1) から (78) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(78)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(79)から(83)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(79)に掲げる地点と(83)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(84)から(102)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(84)に掲げる地点と(102)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(103)から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(103)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(109)から(118)までに掲げる地点を順次に結んだ線及</p>

び(115)に掲げる地点と(124)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(125)から(133)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(125)に掲げる地点と(133)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(134)から(137)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(134)に掲げる地点と(137)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(138)から(146)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(138)に掲げる地点と(146)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(147)から(150)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(147)に掲げる地点と(150)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(151)から(179)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(151)に掲げる地点と(179)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(180)から(271)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(180)に掲げる地点と(271)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(272)から(276)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(272)に掲げる地点と(276)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

び(109)に掲げる地点と(118)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(119)から(127)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(119)に掲げる地点と(127)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(128)から(131)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(128)に掲げる地点と(131)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(132)から(140)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(132)に掲げる地点と(140)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(141)から(144)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(141)に掲げる地点と(144)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(145)から(169)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(145)に掲げる地点と(169)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(170)から(261)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(170)に掲げる地点と(261)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(262)から(266)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(262)に掲げる地点と(266)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(171)	(170)	(57)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(1)
地点	点	∫	点	点	点	点	点	点	∫
竜神島灯台から一三四度一五分一三、七四〇メートルの	竜神島灯台から一二二度四五分二、六四〇メートルの地	(169)	伊島灯台から一七度一五分一三、八四〇メートルの地点	伊島灯台から二九四度四五分二、〇一〇メートルの地	伊島灯台から二八六度三〇分二、九二〇メートルの地	伊島灯台から二八五度三〇分二、七三〇メートルの地	伊島灯台から二九三度四五分一〇、七八〇メートルの地	伊島灯台から一八度一五分一三、六五〇メートルの地点	(50)
		(略)							(略)

(51)	(1)
∫	∫
(163)	(50)
(略)	(略)

(174) |
↳
(276) |

点 |

(略)

(173) |

地 |
点 |

竜神島灯台から一五四度一五分二、四〇〇メートルの地

(172) |

竜神島灯台から一四〇度四五分二、四九〇メートルの

(164) |
↳
(266) |

(略)